（全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目）

第五条　全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第二十条第四項（第一号、第二号のうちＦＫ―五―一―一二に係る部分、第二号の二、第二号の四イにおいて規定の例によることとされる施行規則第十九条第五項第四号イ(ハ)並びに第二号の四ロ、第三号、第五号、第七号ロ、第十二号の二ロ、第十四号ロ及び第十六号の二のうちＦＫ―五―一―一二に係る部分並びに第十六号の三を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　危険物規則第三十三条第一項第一号に掲げる製造所及び一般取扱所のタンクで、引火点が二十一度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものにハロゲン化物消火設備を設ける場合にあっては、その放射能力範囲が、当該タンクのポンプ設備、注入口及び払出口（以下「ポンプ設備等」という。）を包含するように設けること。

二　全域放出方式のハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、次の表の上欄に掲げる当該消火設備を設置する製造所等の区分に応じ、同表下欄に掲げる消火剤とすること。

製造所等の区分		消火剤の種別
ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等	防護区画の体積が千立方メートル以上のもの	ハロン二四〇二、ハロン一二一一又はハロン一三〇一
	防護区画の体積が千立方メートル未満のもの	ハロン二四〇二、ハロン一二一一、ハロン一三〇一、ＨＦＣ―二三又はＨＦＣ―二七ｅａ
ガソリン、灯油、軽油若しくは重油以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等		ハロン二四〇二、ハロン一二一一又はハロン一三〇一

三　全域放出方式のハロゲン化物消火設備のうち、ハロン二四〇二、ハロン一二一一又はハロン一三〇一を放射するものを設置した製造所等において、自動閉鎖装置を設けない開口部の面積の合計の数値は、防護区画の体積の数値又は囲壁面積（防護区画の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計をいう。）の数値のうちいずれか小さい方の数値の十パーセント以下であること。

四　防護区画又は防護対象物が互いに隣接する場合（相互間に開口部を有しない厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で区画されている場合を除く。）にあっては、貯蔵容器等を別に設けること。

（移動式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目）

第六条　移動式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、施行規則第二十条第五項（同項において規定の例によることとされる施行規則第十九条第六項第五号並びに施行規則第二十条第四項第三号、第五号及び第七号ロのうちＦＫ―五―一―一二に係る部分を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　移動式のハロゲン化物消火設備は、火災のとき煙が充満するおそれがなく容易に接近することができ、かつ、火災等による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。

二　危険物規則第三十三条第一項第一号に掲げる製造所及び一般取扱所のタンクで、引火点が二十一度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもののうち、当該タンクのポンプ設備等に接続する配管の内径が二百ミリメートルを超えるものにあっては、移動式のハロゲン化物消火設備を設けてはならないこと。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示の規定は、この告示の施行の日以後に新たに製造所等に設けられるハロゲン化物消火設備について適用する。

別表第一（第四条第一号ロ及びハ並びに第二号ロ関係）

危険物 ＼ 消火剤の種類	ハロン一三〇一	ハロン一二一一	ＨＦＣ―二三	ＨＦＣ―二七ｅａ
アクリロニトリル	一・四	一・二		
アセトニトリル	一・〇	一・〇		
アセトン	一・〇	一・〇		
イソオクタン	一・〇	一・〇		
イソプレン	一・二	一・〇		
イソプロピルアミン	一・〇	一・〇		
イソプロピルエーテル	一・〇	一・〇		
イソヘキサン	一・〇	一・〇		
イソヘプタン	一・〇	一・〇		
イソペンタン	一・〇	一・〇		
エタノール	一・〇	一・二		
エチルアミン	一・〇	一・〇		
オクタン	一・〇	一・〇		
ガソリン	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
ギ酸エチル	一・〇	一・〇		
ギ酸プロピル	一・〇	一・〇		
ギ酸メチル	一・四	一・四		
軽油	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
原油	一・〇	一・〇		
酢酸エチル	一・〇	一・〇		
酢酸メチル	一・〇	一・〇		
酸化プロピレン	二・〇	一・八		
シクロヘキサン	一・〇	一・〇		
ジエチルアミン	一・〇	一・〇		
ジエチルエーテル	一・二	一・〇		
ジオキサン	一・八	一・六		
重油	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
潤滑油	一・〇	一・〇		
テトラヒドロフラン	一・四	一・四		